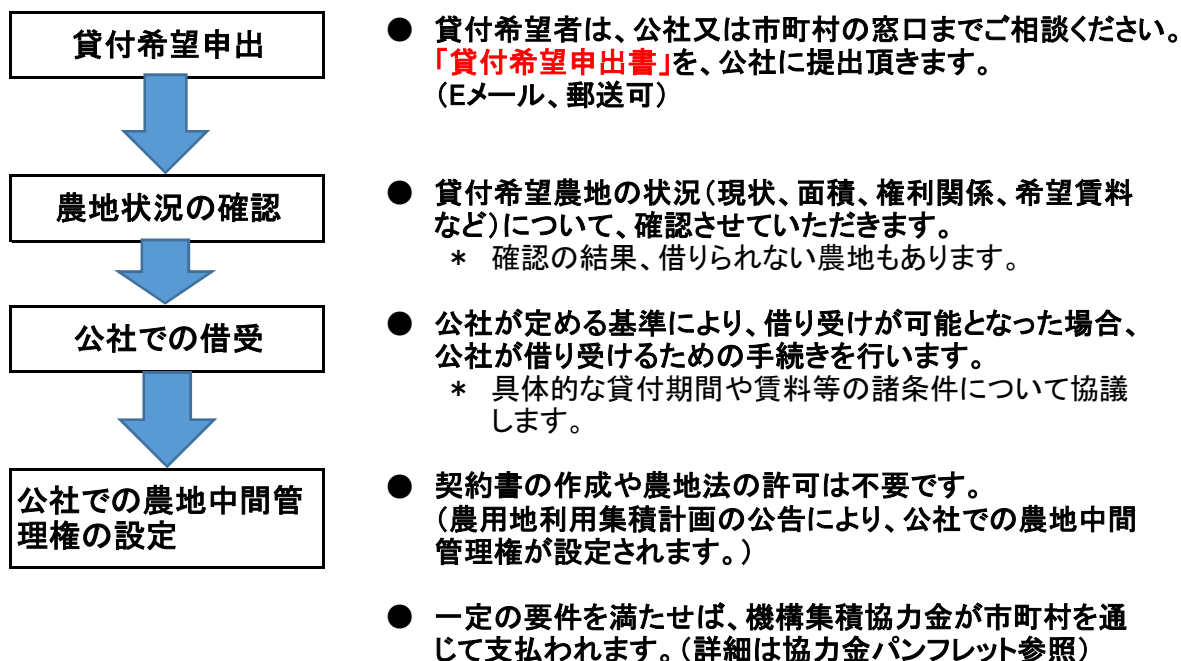


農地を貸したい方は

「高齢で農業をリタイヤしたい。」「農業後継者がいないので農地を貸したいが知らない人に貸すのは不安」「相続した農地があるけれど耕作できない」という方は農業公社にご相談ください。



★ 農地を貸したい場合の留意事項

1 対象農地は

- ・公社が借り受けができる農地は、農業振興地域内の農地です。
- ・遊休農地で著しく利用が困難な農地や貸し付ける可能性が著しく低い農地などはお引き受けできません。
- ・公社が農地を借り受ける期間は、極力10年以上とします。

2 賃料の決定は

- ・農業委員会が情報提供する賃料水準(平均農地賃借料)を基本とします。

3 貸し付けの公社手数料は

- ・手数料はありません。

4 公社に貸した場合、贈与税、相続税の納税猶予は継続しますか

- ・一定の要件の下に継続することができます。具体的な手続きは農業委員会にご相談ください。

5 契約等の解除

- ・公社が農地を借受後、貸付先が見つからずに1年間が経過したとき
- ・災害その他の事由により農地の利用を継続することが著しく困難となったとき

◆お問合せ先◆

公益社団法人神奈川県農業公社
(農地中間管理機構)

電話 045-651-1703 (直通)

記載例

貸付希望申出書

平成26年10月10日

(公社) 神奈川県農業公社会長 様

申出者

〒番号	231-0021		
住所	横浜市中区日本大通り5番地2		
フリガナ	カガワ ジロウ		
氏名	神奈川 次郎		
生年月日	昭和 24年8月10日	年齢	65歳
電話番号	045-651-1703		

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、下記のとおり農地等の貸付けをしたいと思いますので申出ます。なお、農用地等を転貸する先は、貴公社に一任いたします。

また、申出書に記載された個人情報については、農地中間管理事業の実施を目的として、関係機関の範囲内で限定的に利用することに同意します。

記

1 貸付けを希望する農用地等

番号	所在	地番	地目		面積 (㎡)	貸付希望期間			備考(権利関係等)
			登記簿	現況		始期	終期	年数	
1	〇〇市〇〇	△△番〇	田	田	5,000	26.12	36.11	10	相続税納税猶予対象地
2	〇〇市〇〇	△△番△	畑	畑	3,000	26.12	36.11	10	
3	〇〇市〇〇	△△番×	田	畑	2,000	26.12	31.11	5	

2 農用地の貸し付けに際しての意向

具体的な希望

(1) 農地の利用方法

制約なし

制約あり

具体的な希望

(2) 賃料について

標準賃料

0円でもよい

(3) その他の要望

注意事項

- この申出書の提出をもって、農用地等の貸付けが成立したものではありません。
- 借受希望者との調整を行い、貸付けすることが見込まれる場合は、貸付けの手続き(利用権設定関係)が別に必要となります。